

(業務名称) 2026年-2028年度JICA海外協力隊 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 語学訓練業務

(公告/公示日: 2025年7月4日) の質問に対する回答は、以下の通りです。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P7	③語学授業の概要(C)	類似案件: 二本松青年海外協力隊訓練所語学訓練業務と比較し駒ヶ根案件では授業コマ数が190コマとなっていますが、何か理由がありますでしょうか。 またクラス数の違いから単価の違いが発生するのと理解しております。	予防接種が両訓練所で全く同じ条件での実施ができません。 それに伴い、それぞれの案件でコマ数が若干異なっております。 また、単価に関してはご理解の通り、それぞれの案件でそれぞれの単価を設定していただければと思います。
2	P.7	2(1)⑥業務実施場所	実施要員の住居はJICAでは用意しない、とあるが、これまではどのようにしてきているのか。	訓練所近隣のアパートなどを受注者で手配されているようです。
3	P.8	2(2)②受注者の具体的業務内容	業務調整員2名は常駐とのことだが、統括責任者は常駐の必要があるか?	訓練期間中は原則として統括責任者も常駐の必要がございます。
4	P9	(b) 業務調整員の業務	「業務調整員2名以上を配置し、受託業務全体を管理」と記載されていますが、言語が多岐にわたる中の訓練生の状況把握、語学講師の管理、履歴書翻訳業務やE-Learning関連の業務等の業務量と比較し人数が少ないように思われます。見積書の調整員マンマンスを24から36~48が妥当とおもわれますが、いかがでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、本公示までに改めて検討いたします。 下見積もりに関しては現時点での人月(マンマンス)で単価をご提示ください。
5	P9	(イ) 語学インストラクターの配置	貴機構から訓練開始3か月前に見込みクラス数を「通知」 貴機構から訓練開始1か月前に正式なクラス数を「協議の上決定」 訓練開始20日前にインストラクターの情報を提供 上記理解は正しいでしょうか。 その場合は海外からの採用、講師招集、ビザの準備、住居準備、トレーニングが難しくなるかと思われます。 貴機構から訓練開始1か月前に正式なクラス数を協議の上決定→一部言語のみでも正式なクラスの決定を2か月前への変更は可能でしょうか。 併せて一部希少言語に関しては通年採用等の予算確保の可能性はありますでしょうか。 上記「協議の上決定」とは具体的にどのような内容を示しますでしょうか。	クラス数決定に関するスケジュールはご理解の通りです。 一部言語のみクラスの決定を2か月前にできないか、という点に関しては、訓練生の健康判定が入所1か月前に完了する点や、募集・選考・合格通知のタイミングとも関わるため、2か月前のクラス数決定は難しい状況です。 また、通年配置で予算を確保する予定はございません。 協議の具体的内容に関しては、言語毎の受講者数や語学力、言語毎の習得難易度を総合的に勘案し、受注者および発注者間でクラス運営に必要なクラス数を協議・決定する想定です。
6	P9	(イ) 語学インストラクターの配置	当該業務は派遣前語学訓練であり単なる語学のレッスンとは異なります。従って新任講師は訓練が開始されてからでは実際は準備が間に合わない可能性もあると思います。訓練開始前に業務内容の理解のためのオリエンテーションを義務付けるべきでしょうか。類似項目としてP17に「資格に満たないものは十分なトレーニング等を行い」とありますが、どの程度のトレーニングを想定しているのでしょうか。	本契約は業務実施が出来る体制を有している前提での業務委託契約であり、当方よりオリエンテーションを義務付けるものではございませんが、受注者の責任において語学インストラクターが必要な知識等を身に付けた状態で業務にあたるよう必要に応じて研修等を実施頂く想定です。 また、P17の記載に関して、現時点では具体的な時間数の想定はございませんが、受注者の責任において業務遂行に支障が無いと判断できるまでトレーニングを実施頂く想定です。
7	P9	(イ) 語学インストラクターの配置	記載の語学インストラクター数はあくまでも上限であり、その数を保証するものではない。 上記のように記載されていますが、最低保証クラス数等はありませんか?	現時点では最低保証クラス数等を設定する予定はございません。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
8	P9	(イ) 語学インストラクターの配置	通勤手段として利用可能な公共交通機関（バス等）があるか、ご教示いただけますでしょうか。 また、利用手段が現実的でない場合における送迎手段の確保については、受注者負担となる想定で問題ないでしょうか。	当訓練所に直接発着する公共交通機関はございません。 従って、受注者側スタッフの通勤・送迎手段の確保に関しては受注者負担となります。
9	P. 10	2（2）②受注者の具体的業務内容 イ) 語学インストラクターの配置	「特殊言語（略）は再委託を認める」の場合の特殊言語はどの言語を特殊と定義しているのか。	英語以外の言語を特殊言語と定義しております。
10	P10	エ) 事前語学学習の提供	類似案件：二本松青年海外協力隊訓練所語学訓練業務がありますが、訓練所ごとにLMSサポートを区分するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	P10	(b) 業務内容	専門のプラットフォームを利用と理解していますが、IT知識等は必要でしょうか。 IT知識が不足している場合は、ご指導いただけるという理解でよろしいでしょうか。 例：P11(vii)記載のScormデータやHTMLに関する知識	一般的なPC操作能力は求められますが、専門的な知識は不要です。 また、専門のヘルプデスクも設置しておりますので必要に応じてサポートが可能です。
12	P11	(vi) サポートサービス（メール）	記載されてない業務（例：LMS上でのインフォメーション掲載業務）等、今後発生しうるものがあればご教示いただけますでしょうか。	現時点では想定されておりませんが、契約期間途中でシステムが変更になる可能性があることをご承知おきください。
13	P11	(vii) 軽微なコンテンツ修正（必要に応じ再委託をみとめる）	軽微なコンテンツとはどの程度のものか示していただけますでしょうか。 (vii) 以外の項目に関しては再委託が可能ということでしょうか。 その場合は委託先がプライバシーマーク等所持している必要性がありますでしょうか。	テキストや音声データの差替え、注釈の提示程度の物を想定しております。 また、(vii) 以外の項目について再委託は認めておりません。
14	P12, 13	P12(c) 授業記録の作成 P13(b) 最終評価案の作成	それぞれ「各訓練生の」「訓練生ごとの」と明記されていますが、これは各訓練生全員分の作成（1隊次約100～150）が必要になりますでしょうか。	授業記録及び最終評価案はJICA直営語学インストラクターが担当する訓練生以外の全員分の作成が必要になります。
15	P14, 15	長期派遣者、短期派遣者の履歴書翻訳	各訓練生全員分でしょうか。 また履歴書翻訳とは各訓練生個別のやり取りが発生しますでしょうか。	業務仕様書に記載の通り、履歴書の作成対象は全ての長期派遣者、短期派遣者です。 また、内容の確認や督促など必要に応じて個別のやり取りが発生する可能性があります。
16	P15, 16	作業単価について	教科書、シラバス等の新規作成時は下見積もり書に書かれているシラバス、教材、テスト、修正、見直しと別項目（新規作成項目）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	P15, 16	④作業単価について	新規導入言語として、タジク語、ペルシャ語と書かれていましたが、これらの言語を導入する場合は、該当言語教科書等作成業務等が発生する可能性が高いという理解でよろしいでしょうか。エラーニング等の作成予定等ありますでしょうか	現時点では検討段階であり、教材作成等の詳細な予定は未定です。
18	P16	(2) 業務調整員	業務調整員には英語以外の語学能力は必要でしょうか。	業務調整員には英語以外の語学能力は必須ではございません。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
19	P. 18	(2) 支払い	経費に関して、直接人件費は「各訓練終了後」とあるが、これは4ページの1次隊、2次隊、3次隊を指していると考えてよいか。つまり、年に3回払いという理解でいいか。また一般管理費は当該年度の訓練回数に分けて支払う、とあるが、長期、短期、語学免除者向け、といった区分けになるのか。	ご認識のとおり、隊次毎の支払になりますので年に3回の支払いとなります。 一般管理費に関しては、長期・短期・語学免除者向けという区分けはせずに、隊次毎に約3割ずつ分割で支払っております。
20	P20	(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置	具体的には「受注者はプライバシーマークあるいはISO27001（ISMS）を取得していること」を示していると理解しましたが、その認識で良いでしょうか？	例に挙げていただいたような特定の資格を取得していることではなく、記載されておりますとおりJICA が定める情報セキュリティに関する規定を遵守し、JICA と同等の情報セキュリティ対策を講じることが求められます。
21	／	経費に係る留意点	経費に係る留意点内(1)②語学講師発注分は住居費も含むと書かれています。講師発注金額として、講師への支払い額、住居費、社会保険料、交通費等を検討していますがその他留意点ありましたらお知らせいただけますでしょうか。	記載している以外の留意点はございません。受注者が必要だと判断した費用を含めて見積もりをご作成ください。
22	／	経費にかかる留意点	市内近郊のアパートは他企業の需要により必要な数の確保が容易ではないという認識です。また、訓練所への通勤圏内で講師送迎可能であり、生活に支障がない住居の確保は困難なために隊次ごとではなく年間で契約が必要でしょうか。	住居の契約方法・期間に関しては当方から指定するものではございません。 受注者の責任において住居を確保頂くことが想定されます。
23	／	見積もり積算書	見積もり積算書の項目に 2 語学訓練実施・教材作成業務費 (2) シラバス・教材・テスト 見直し (3) シラバス・教材・テスト 修正 の2種類がありました。 こちらは具体的にどのようなものが対象になりますでしょうか。	JICAが保有するシラバス・教材・テストの内、直営講師が配置されていない言語の物が対象になります。
24	／	見積もり積算書	見積もり積算書の教材修正時間に関して：現教材、Eラーニングはかなり過去に作成されたものと理解しています。そのため、教材修正時間が不足していると思われませんが、いかがでしょうか。	いただいたご意見を踏まえ、本公示までに改めて検討いたします。 下見積もりに関しては現時点での時間で単価をご提示ください。